

愛知県環境審議会大気部会会議録

- 1 日時
平成20年2月12日(火)
午後3時から4時40分まで
- 2 場所
愛知県自治センター 5階 研修室
- 3 出席者
委員4名、専門委員1名、事務局(県職員)18名
- 4 傍聴人等
傍聴人はなし。
- 5 開会
山本技監からあいさつがあった。
- 6 議事
北田部会長から、議事は、「光化学スモッグ緊急時対策の見直しについて」、「地球温暖化対策の取組について」、「自動車環境対策の取組について」の順に進めるとの説明があった。

(1) 光化学スモッグ緊急時対策の見直しについて

事務局から資料1の説明があった。

< 質疑応答 >

(坂東専門委員)

昨年度の光化学スモッグ緊急時の発令状況について伺う。

(事務局)

平成18年度において注意報2日、予報5日発令した。警報、重大警報の発令はなかった。

(坂東専門委員)

資料1の20年度の暫定対応に記載のある光化学スモッグシーズンとはいつのことを指しているのか。

(事務局)

5月連休明けから9月末までである。

(坂東専門委員)

同じく20年度の暫定対応のところ、緊急時のばい煙削減について発令レベルに応じた措置を求めずとあるが、求められないということか。

(事務局)

平成20年度に見直しを行うこととしており、この結果を受けて21年度から対応いただくこととしている。20年度は暫定的なものとして新発令区域については猶予期間としている。

(坂東専門委員)

自主的対応の協力とはVOCの自主的取組と同じような取組ととらえてよいか。

(事務局)

同様の取組である。

(坂東専門委員)

ばい煙についてはあまり増加しているとは思えない。昨年発生した光化学スモッグの被害につ

いては、ばい煙よりも VOC ベースのオキシダントが原因ではないか。

(事務局)

いろいろな要因が考えられるが、中国大陸や、他県で発生したオキシダントが本県に流入したことも一因と考えており、来年度、国の調査結果をふまえて検討していきたい。

(宮尾委員)

気象学的なことも検討されているということか。

(事務局)

国において検討されている。

(北田部会長)

予報の発令の条件である 80ppb を超えている日は、予報発令日数よりかなり多いと思うが、予報発令日数が少ない理由は何か。

(事務局)

予報から注意報に切り替えた日もあり、集計では注意報に切り替えた日は注意報を発令した日数のみに計上している。

県のシステムでは、測定値を予測できるようになっており、その値を見ながらオキシダント濃度の状況が継続するか判断して発令することとしている。また、日没間近に高濃度になった場合、行政判断として予報を発令しないこともある。

(北田部会長)

20 年度の暫定対応で、ばい煙に係る工場に依頼することはオキシダント濃度が基準を超えてからということであるが、NO_x排出量が減少すると逆にオキシダント濃度が上昇することも考えられるので注意が必要と思われる。

次に、添付資料 1 ページの平成 16 から 18 年の地図の中で、御津町、幡豆町が 20～40h となっているがこの要因は何か検討しているか。

(事務局)

検討はしていない。要因については、定かではない。

(宮尾委員)

参考資料の別表 2 にある光化学スモッグ発令時の報道機関にラジオ局は含まれるのか。

(事務局)

県庁には、各報道機関が集まる県政記者クラブがあり、そこを通じて情報を流している。

(2) 地球温暖化対策の取組について

事務局から資料 2 の説明があった。

< 質疑応答 >

(坂東専門委員)

太陽光発電の基数に、規模の要件はあるのか。

(事務局)

規模の要件は定めていない。住宅用ということであり、大小の別なく 1 カ所で 1 基である。

(坂東専門委員)

数値目標の持つ意味を教えてほしい。CO₂削減量から勘案したのか。

(事務局)

県の試算では、重点施策の達成で 200 万トンの CO₂削減ができると試算している。数値目標については、県が主体的に取り組むものを中心に決定したが、現状では達成率にばらつきがある。

(坂東専門委員)

3 ページ の、ESCO 事業について説明してほしい。

(事務局)

Energy Service Company の略で、省エネ技術を持つ企業が、既存の施設所有者に省エネ手法を提案、施工、運用し、その成果を保証する事業である。技術導入により削減された光熱費の枠

内で費用を賄うため、現状以上の負担が生じないメリットがある。

(宮尾委員)

石炭火力発電こそがCO₂排出の大きな要因との指摘がある。ヨーロッパに比べ、日本の火力発電の中で石炭火力発電の割合は高いのではないかと。愛知県の総発電のうち、石炭火力発電の温室効果ガスに対する寄与率はどうなっているのか。

(事務局)

世界的に見て、米国やドイツは約5割、中国は約8割といわれており、日本は3割弱で、石炭火力発電の割合が大きいわけではない。

中部電力全体では、総発電量の3割程度が石炭火力発電とされているが、愛知県内での寄与率まではわからない。調べて回答する。

(藤原委員)

学校等で使用している石油暖房からの切り換えの補助については配慮されているか。

(事務局)

エコスクールという国の補助制度があるが、太陽光発電等の特殊な設備が対象のため、暖房機器を切り換えるだけで補助の対象にはならない可能性がある。

(北田部会長)

資料2の2ページに示している部門別CO₂排出量の経年変化を見て、増加している部門と減少している部門があるが、このことについてどのように評価しているか。

(事務局)

地球温暖化防止戦略を開始した2005年度のデータが未集計のため、重点施策を開始してからの県内の状況については分からない。また、個別のデータと全体の排出量の関係については、現状のところ検証まで至っていない。

(林委員)

トータルの数字をみても次の対策の取りようがない。人口1人あたりの排出量の推移、交通でいえば、愛知県下の1人1km運ぶのにどれだけカーボンが排出されているのか等の部門別から更にブレークダウンしたモニタリングはしているのか。

(事務局)

人口で割れば出てくると思うが、そこまでできていない。

(林委員)

単純に人口で割るというのではなく、因果フローをレベルに合わせて描いていかないと何が何だか分からなくなる。因果連鎖図と計量モデルを持っていることが今の時代必須である。全体をレベルごとにモニタしてどこを押さえたら良いか位置づけが必要である。

(事務局)

CO₂排出量算出については、基本的にエネルギー統計に基づいているが、地域レベルにブレークダウンできない。戦略の取組の中で、どの指標でもってモニタをすればより効率的になるか検証しなければならないのはご指摘のとおりである。県が使えるデータと施策との間にミスマッチがあるのも事実で、今後は定量化してどこにポイントを絞ったら良いのか比較考量できるような作戦を考えていかなければと考えている。

(林委員)

この地域にも詳しい学識者がいるので、相談してはどうか。

(北田部会長)

自動車はエネルギー転換効率の良くない部門のため、上手く対策が効くと効果が大きいのではないかと。

(宮尾委員)

全産業で排出しているCO₂のうち、運輸部門が25%、石炭火力発電が17%を占めている。

(事務局)

石炭を使用している碧南火力発電のエネルギー発電効率が約40%、LNGガスを使用して排ガスのエネルギーを無駄なく使うシステムを導入している最新の新名古屋火力発電で約50%である。燃料も要因の一つだが、発電手法でもエネルギー効率が違って来るため、そのあたりも考慮して今後の対応が必要である。エネルギー戦略もあるため、トータルの中で考えないといけない

と思う。まだ改善の余地があるが、使う側の問題もあると考えている。

(林委員)

他県から愛知県に負荷をかけていることより、他県に負荷をかけていることの方が大きい。しっかり対策をしていることを示すため、入り口の段階で思想を示すことが大事である。

(3) 自動車環境対策の取組について

事務局から資料3の説明があった。

<質疑応答>

(坂東専門委員)

資料3-1に示している目標年度について、達成状況が目標年度に対してどうであったのかを書かないと表の対応が悪いのではないか。現況は分かるが、特にNO₂の環境基準達成の項目では、2005年度に100%達成しようとして2006年度で97%と書いても目標の回答にはならない。

(事務局)

2005年度の達成状況を書いて、その上で現況を示すべきであった。

(坂東専門委員)

表2の目標値に細かい数字が出ているが、こういった基準で策定したのか。

(事務局)

目標値はシミュレーションを行い、環境基準を達成するために必要なNO_x排出量をどれだけ抑さえれば良いか算出したものである。環境基準の達成状況とリンクした形で排出量が出るので、端数のついた数値となる。

排出量では目標値を達成しているものの、実際の環境濃度でいえば、測定局により達成していないところがあるのが現状である。

(坂東専門委員)

施策の効果があって、排出量では目標を達成したということか。

(事務局)

排出量では目標値に達したが、局地的には、環境濃度が下がっていない地域があるため、その対策のために、局地汚染対策を検討する必要があると考えている。

(坂東専門委員)

平均値とスポット双方の対策が必要ということか。

(事務局)

そのように考えている。

(宮尾委員)

資料3-2に示されている29種の特定建物について、どの程度の規模のものを想定しているのか。

(事務局)

延べ面積が要件となるが、特定建物の届出が必要なエリアは県下全てではなく、重点対策地区の中だけである。国の基本方針によると、NO_x・PMが高濃度となる交差点を中心としたエリアとなる。

(宮尾委員)

県下全域ではなく、局所的な対策ということか。

(事務局)

今回改正された重点対策地区は、極めて狭いエリアである。

(北田部会長)

重点対策地区は決まっているのか。

(事務局)

まだ決まっていない。環境濃度で長期に基準を達成していない所を知事が指定することとなる。

(宮尾委員)

名古屋市も含めて県知事が指定するのか。

(事務局)

名古屋市内についても、知事が指定することとなる。

会議録の署名については、宮尾委員と坂東専門委員が署名することとなった。

7 閉会

古田地球温暖化対策監から、お礼のあいさつがあった。